

定期調査対象の建物

所有者様及び管理者様へ

豊島区建築課

大型台風による建物の被害を軽減する点検について

日頃から豊島区の建築行政に対してご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年の異常気象により発生した大型台風（令和元年房総半島台風など）の上陸で、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいことです。

さらに大きな被害をもたらす台風が発生し、勢力を維持したまま、東京に上陸する可能性は拭い切れないといわれており、その際、いかに減災を実現できるかが課題であるにとらえています。また、所有者様及び管理者様の管理責任を問われる事態に発展する可能性もございます。

そのような視点から、建築士等が実施する建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期調査を行う際には、例えば、屋上やバルコニーにある機器や建物に緊結された袖看板などが台風によりあおられて落下しないよう支持部分の劣化や損傷など丁寧に点検していただけるようお願いします。